

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成24年12月10日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池上る上本館寺前町488番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市 京都市長 門川 大作 電話075-222-3111					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9   8   2   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成20~22年度平均を基準に、平成23~25年度の温室効果ガス排出量を平均3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	温室効果ガス排出量の削減に向けた庁内率先実行計画を効率的・効率的に推進するために平成17年4月に設置した市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部(市長部局所管)」による指導のもと、京都市発着本庁舎、区発着・支所等のオフィス系関連庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」等により、実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進していく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	225,949.2 トン	230,387.4 トン	225,500.8 トン	220,702.4 トン	-0.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	235,050.6 トン	230,387.4 トン	225,500.8 トン	220,702.4 トン	-4.1 パーセント	
目標の根拠	○エネルギー使用量については、事務系、事業系、市民サービス系ともに、毎年基準年度比1%の使用量削減を見込んでいる。 ○非エネルギー起源である一般廃棄物処理からの温室効果ガス排出量については、平成22年3月に策定した循環型社会推進基本計画に基づき、設定している。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場・事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積[m <sup>2</sup> ]×1/100)	10.95	11.17	10.93	10.70	-0.61 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	○延床面積は業務系の代表的な原単位指標であり、エネルギー使用量との相関が高いため、建設の増減については変更計画書で対応するため、延床面積は固定して算定している。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		29.0 トン	37.0 トン	44.0 トン	48.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調設備の更新(下京区総合庁舎、伏見中央図書館)					
	(24)年度	ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、環境対応品の率先購入、不要な照明の消灯					
	(25)年度	ノー残業デー・ノーマイカーデーの徹底、環境対応品の率先購入、不要な照明の消灯					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車、徒歩による通勤への転換を図るため、エコ通勤の取組を実施している。					
	上記の措置を採用する理由	エコ通勤の取組実施に伴い、多くの市職員から同取組への協力が得られたため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	○市内の小中学生を対象とした環境教育を通じて、各家庭で子どもの視点からライフスタイルを見直し、次世代の省エネを推進する人材を育成するとともに、京エコロジーセンターを拠点とした普及啓発活動を引き続き実施していく。						
特記事項	H24年度に東部クリーンセンターが廃止されるため、変更計画書を提出する予定。 当初計画書において、電気の使用につき本来は計上すべきでないものを計上していたことが判明したため、当該使用量について控除する変更を実施する。また、電気使用量やガス使用量に誤りがあったことが判明したため、併せて修正する。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。